応急手当普及員が開催する応急救護等の救急資器材借用について

１　応急手当普及員が、心肺蘇生法やＡＥＤの取扱い等の講習を開催するまで

⑴　申請書の作成と提出

　　ア　電話にて、消防本部警防課（０５４５－５５－２８５６）に貸出し可能資器材の状況をご確認のうえ「**資器材借用申請書**」を作成し、富士市消防本部警防課までご提出ください。

イ　申請書のご提出は電子メール、ファックス、郵送または直接来庁等、ご都合に合わせてお願いします。

提出先：「富士市消防本部警防課　救急管理室」

電子メール：[fi-keibou@div.city.fuji.shizuoka.jp](mailto:fi-keibou@div.city.fuji.shizuoka.jp)

ファックス：０５４５－５３－４６３３

郵送先住所：〒４１７－８６０１　富士市永田町１丁目１００番地

直接提出先：富士市役所西側　消防防災庁舎 ２階 消防本部警防課 救急管理室

　⑵　資器材の貸し出し

　　　講習に必要な資器材をご要望に併せて貸出します。但し、数に限りがありますのでご要望に応えられない場合もあります。（参考：１署所での貸し出しは４器までです。）ご質問は、警防課救急管理室にご相談ください。

　　　貸し出す場所は、消防防災庁舎２階の警防課又は、市内の消防署、分署で可能です。

２　講習終了後

　⑴　普及員は「**資器材借用報告書**」を作成し、資器材の返却時ご提出ください。

３　注意事項

　⑴　救急資器材の貸し出しについては、普及員認定証の交付を受けている方のみとなります。

お問い合わせ

富士市消防本部警防課　救急管理室

電話　０５４５－５５－２８５６